

第8期決算公告

平成29年6月15日

東京都港区芝二丁目29番14号
株式会社 長谷工リフォーム
代表取締役 河合 英樹

貸借対照表(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,069,472	流動負債	7,947,004
現金及び預金	784,965	工事未払金	5,848,732
完成工事未収入金	7,699,761	営業未払金	4,771
営業未収入金	6,948	リース債務	13,909
未成工事支出金	1,224,452	未払金	16,600
貯蔵品	232	未払費用	375,121
前払費用	135,945	未払事業所税	7,381
未収入金	5,094	未払消費税等	119,432
連結法人税未収入金	12,690	未成工事受入金	978,959
未収還付法人税等	42,428	預り金	30,614
仮払金	1,782	賞与引当金	134,380
立替金	615	完成工事補償引当金	417,105
差入保証金	1,354		
繰延税金資産	179,000		
貸倒引当金	△ 25,796		
固定資産	938,686	固定負債	288,596
有形固定資産	95,096	リース債務	24,646
建物	47,034	繰延税金負債	203,000
工具器具備品	15,727	退職給付引当金	18,640
リース資産	32,335	株式給付引当金	37,890
無形固定資産	3,355	役員株式給付引当金	4,420
ソフトウェア	3,355		
		負債合計	8,235,600
		純資産の部	
投資その他の資産	840,235	株主資本	2,772,558
差入保証金	105,690	資本金	300,000
長期前払費用	88	資本剰余金	236,516
長期未収入金	1,895	資本準備金	75,000
前払年金費用	719,457	その他資本剰余金	161,516
その他投資等	15,000		
貸倒引当金	△ 1,895	利益剰余金	2,236,042
		その他利益剰余金	2,236,042
		繰越利益剰余金	2,236,042
		(当期純利益)	(749,484)
		純資産合計	2,772,558
資産合計	11,008,158	負債及び純資産合計	11,008,158

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
未成工事支出金
個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）
によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理をすることとしております。
尚、長谷工企業年金基金に加入していない従業員については、期末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (4) 完成工事補償引当金
当社の請負う修繕工事について、竣工後の一定時期に補修箇所の有無を点検することを約定しており、これらの将来発生する点検費用に備えることを目的として、過去の点検費用の実績単価に基づき計上しております。
 - (5) 株式給付引当金
従業員に対する株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、給付見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
 - (6) 役員株式給付引当金
役員に対する株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、給付見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
請負工事の収益計上基準について、請負金額1億円以上の請負工事については工事進行基準により、その他の請負工事については、工事完成基準によっております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。